

# 第五次国有林野施業実施計画書

## 第一次変更計画

(肱川森林計画区)

計画期間 [ 自 平成30年4月1日 ]  
[ 至 平成35年3月31日 ]

[ 変更年月 平成31年3月 ]

四国森林管理局

## 第五次国有林野施業実施計画（肱川森林計画区）の変更について

### 【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第14条第2項に基づき変更する。

- ① 7月豪雨災害等により発生した崩壊地等の保全施設を施工し、保安林機能を向上させるため。

### 【変更する項目】

#### 4 治山に関する事業

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈  
単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

#### 4 治山に関する事項

位 置（林班）	区 分	工 種	計 画 量
48、49、50、51、53、 54、59、83	保安林の整備	その他 (森林整備)	87.00ha
		計	87.00ha
[53、55]、[70、71] 81、82	保全施設	溪間工	4 箇所 (31.32ha)
[70、71]		山腹工	1 箇所 (0.35ha)
		計	4 箇所 (31.67ha)
計	保安林の整備	その他	87.00ha
		計	87.00ha
	保全施設	溪間工	4 箇所
		山腹工	1 箇所
		計	4 箇所

注1：林班[ ]の区分は、事業評価の地区単位。

注2：保全施設の計は、溪間工・山腹工で重複する箇所は1箇所として集計した。

注3：災害復旧等緊急を要する場合には、計画箇所以外においても実行可能。